

令和7年度 久喜市監査基本計画

令和7年3月31日

監査委員決定

1 基本方針

令和7年度の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 市の事務や事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、事務や事業の改善を通じて市民に監査の効果が還元されるよう十分留意する。
- (2) 監査に当たっては、本市の監査基準を念頭に、対象部署におけるチェック体制などの内部統制の整備・運用状況にも留意する。
- (3) 監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めていく。
- (4) 監査結果について、庁内へのフィードバックを行い、監査結果が監査対象課だけでなく組織全体に浸透し、同様の指摘を継続的又は全庁的に行うことのないよう自主的な改善を促す。
- (5) 監査結果の情報を市民にわかりやすく発信する。

2 監査等の実施方針

令和7年度に実施する各監査等については、次の方針による。

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、借受地及び備品管理状況等に重点を置き監査を実施する。
- (2) 決算審査
 - ① 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査（地方自治法第233条第2項）

会計管理者が調製する各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行及び財産管理の状況について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、定期監査や例月出納検査の結果等も参考にして審査を実施する。
 - ② 水道事業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

決算書類等が関係法令に基づき調製され、かつ、計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行及び経営管理が適正かつ効率的に運営されているかどうかを主眼として、審査を実施する。
 - ③ 下水道事業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

決算書類等が関係法令に基づき調製され、かつ、計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行及び経営管理が適正かつ効率的に運営されているかどうかを主眼として、審査を実施する。
- (3) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

市の保管する現金の現在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として、検査を行う。また、例月出納検査に併せて随時監査を実施することにより、監査等の効率化を図り、

監査資源を有効活用する。（随時監査及び例月出納検査）

- (4) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確に計上され、適正に作成されているかどうかを主眼として、審査を行う。

- (5) その他の監査

住民監査請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査、市長の要求に基づく監査などは、請求や要求に基づき行う。

3 監査等の年間実施計画

監査等の種類	実施時期及び対象部署等
定期監査	令和7年11月4日～17日のうち（4日間） 財政課、管財課、人権推進課、市民生活課、農業振興課、商工観光課、生活支援課、高齢者福祉課、国民健康保険課、スポーツ振興課、建設管理課、産業拠点整備推進課、公園緑地課、農業委員会事務局、学校施設課、指導課 （実地監査）児童センター、鷺宮児童館 令和7年11月28日（1日間） 水道事業会計、下水道事業会計
決算審査	令和7年6月6日～12日のうち2日間 水道事業会計 下水道事業会計 令和7年7月8日～24日のうち7日間 一般会計及び特別会計
例月出納検査 （一般会計及び特別会計は随時監査も併せて実施）	毎月28日（やむを得ない理由があるときは変更） 一般会計及び特別会計（会計管理者、出納室、関係課等） 水道事業会計（上下水道経営課、水道施設課） 下水道事業会計（上下水道経営課、下水道施設課）
健全化判断比率等審査	令和7年8月4日～8日のうち1日間 健全化判断比率（財政課） 資金不足比率（産業拠点整備推進課、上下水道経営課）
その他の監査	必要があると認められた時

※なお、監査等の日程や提出資料等の具体的な事項については、監査等の種類ごとに実施要領を定める。

※実施時期（日程）は、変更となる場合あり。

4 監査結果の報告及び公表

監査等の結果に関する報告は、地方自治法の規定に基づき行い、公表は久喜市公告式条例に規定する掲示場に掲示して行うほか、必要に応じ市のホームページ及び広報紙に掲載する方法等により行う。